

2026年1月9日

[配信枚数1枚]

発信元 滋賀大学総務課企画・広報室

報道関係者 各位

ネーミングライツ事業の導入開始について — 初めての命名権者を募集中 —

[概要]

このたび、滋賀大学では、大学施設等を対象にしたネーミングライツ（命名権）事業を初めて導入し、今年4月1日から契約期間開始の事業者等の募集を始めました。

本学は、この事業で大学施設等への企業・団体等の呼称等を設定する権利を付与し、その対価として命名権料を得て、教育研究活動の整備充実、学生支援および施設環境の向上等に活用します。

命名権の付与期間を3年以上5年以下とし、対象施設は彦根キャンパス（彦根市馬場1丁目1番1号）および大津キャンパス（大津市平津2丁目5番1号）の講義室や学生共用ルーム、図書館、体育施設など、多くの学生が利用する施設を設定しています。

事業導入開始を機に、本学公式ホームページ（<https://www.shiga-u.ac.jp/>）に【ネーミングライツ（命名権）事業】ページを新たに公開して、現在募集中の初めての命名権者の募集要項やネーミングライツ事業対象施設一覧を掲載しています。

滋賀大学の新たな取り組みについて報道いただけましたら幸いです。

報道方、どうぞよろしくお願ひいたします。

■本学公式ホームページでの【ネーミングライツ（命名権）事業】ページについて
Topページ> 滋賀大学について> キャンパス・附属施設> ネーミングライツ（命名権）事業



【ネーミングライツ（命名権）事業】ページへのQRコード
◆本学公式HPのTopページ下部のLINKに「滋賀大学ネーミングライツパートナー募集」のバナーを設置しています。

●本件に関するお問い合わせ

滋賀大学施設管理課施設企画係

TEL : 0749-27-1014 E-mail : skikaku@biwako.shiga-u.ac.jp